

造林補助事業竣工検査内規例についての一部改正について

(平成 28 年 4 月 1 日 27 林整整第 862 号 林野庁長官通知)

造林補助事業竣工検査内規例について（昭和 53 年 3 月 24 日付け 53 林野造第 27 号林野庁長官通知）の一部を別紙のとおり改正したので、今後各都道府県において竣工検査内規を改正する際の参考とするとともに、下記に留意の上、適正な竣工検査の確保に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、本内規例は、造林事業の地域的多様性に鑑み、全国的に共通すると認められる事項を示したものであるもので、各都道府県におかれては、その実情に応じ、適宜修正して用いられたく、念のため申し添える。

おって、今後各都道府県において竣工検査内規を改正された場合は、その都度当庁あてに送付願いたい。

記

1 検査の区分及び現地検査の省略（第 3 条）関係

- (1) 施行地の無作為抽出の方法は乱数表によるなど、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行うことで、信頼性の確保に努めるものとする。
- (2) 2 の(1)のイのあらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定めるとは、例えば、申請単位数が 2 から 4 までの場合は抽出単位数は 2、また、5 から 8 までの場合は 3 とするものとする。
- (3) 2 の(1)のイの施行地の無作為抽出において、申請単位内に搬出が伴う施行地と伴わない施行地が並存する場合の施行地の抽出に当たっては、それぞれの施行地数の割合に応じて抽出するよう留意する。
- (4) 2 の(2)の現地検査省略基準面積は、各都道府県の 1 施行地当たり平均人工林面積を基準として定めることができる。

2 検査の認定（第 4 条）関係

申請者への通知内容を検査調書に記載する。

3 使用資材（第 10 条）関係

申請者を經由しない資材については、納品書等により確認する。ただし、その確認のできないものについては、現地検査による。

4 除伐等及び間伐等の施業間隔の確認（第 13 条）関係

施業間隔の確認は、いわゆる施業履歴簿（GIS 等を含む）による確認のほか、必要に応じ都道府県の造林補助申請に係る電子処理システム上で一定期間内の同一施業をチェックできる機能を付加するなどし適切に確認する。

5 立会（第 16 条）関係

立会者氏名を検査調書に記録しておく。

6 除地（第 19 条）関係

0.01 ヘクタール未満の植栽不可能地を数か所合せて 0.01 ヘクタール以上となるものは、除地としない。

7 測量成果の照合（第 20 条）関係

- (1) 通常の見誤差の限度とは方位角及び高低角各 2 度、距離 100 分の 5 とする。
- (2) 申請書に添付する施業図は、実測による測量成果に基づくものとするが、精度の高い既存の図面等により申請があったものについては、検査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- (3) 第 20 条の 3 の後段に規定する無作為に抽出した施行地に係る測量成果の照合結果が申請書と著しく異なる施行地が確認された場合は、申請単位内の全施行地を検査するなど、補助要件への適合状況を十分確認する。

8 植栽本数の検査（第 21 条）関係

「これに類する方法」とは、いわゆるラインセンサス法、森林保険における標準地調査法等をいう。

9 森林作業道の検査（第 33 条）関係

森林作業道の検査に当たっては、都道府県において作成された森林作業道作設指針に即して、当該森林作業道が適切な施工方法により耐久性のある構造等（十分な支持力を得るための適切な路体の締固めや排水施設の設置等）となっているかに主眼をおいて検査することに留意する。

10 竣工検査に係る内部牽制の確保

竣工検査の信頼性を確保するため、都道府県は現地検査を実施した施行地について、例えば検査業務に直接関わらない都道府県本庁職員等の内部牽制機能が働く者による無作為抽出確認に努めるものとする。

11 情報公開の推進

森林整備事業に関する情報公開について、事業の透明性・客観性確保の観点から、次の事項について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表に努めるものとする。

- (1) 竣工検査の信頼性を確保するために行う無作為抽出の確認方法等。
- (2) 都道府県が行った造林補助事業竣工検査結果等。

別 紙

〇〇県造林補助事業竣工検査内規（例）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 〇〇県造林補助事業実施要領（以下「要領」という。）第〇条に規定する造林事業竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほかこの内規の定めるところによる。

（検査員）

第2条 検査は、検査員が行う。

- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 検査は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。

（検査の区分及び現地検査の省略）

第3条 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の施行地については、現地検査を省略することができる。
 - (1) 森林環境保全整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）第1の1の(1)のクに定める間伐及びケに定める更新伐（以下「間伐等」という。）の施行地であって、実施要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地を除く施行地。
 - ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。
 - イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地。
 - (2) (1)以外の施行地であって1施行地面積が〇ヘクタール未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- 3 現地検査を省略した施行地の検査調書には「現地検査省略」の印をおす。
- 4 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前2項を適用しないものとする。

（検査の認定）

第4条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と

認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(検査調書)

第5条 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印する。

(検査調書等の保存)

第6条 検査調書及びこれらに類する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第2章 書類検査

(書類検査の趣旨)

第7条 書類検査は、主として申請書により、その記載内容が要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行うものとする。

(森林所有者及び造林地の地番)

第8条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査調書に記入する。

(面積の照査及び査定)

第9条 面積の検査は、申請面積と照査して行い、査定は、検査面積に従って行う。

(使用資材)

第10条 苗木については苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

(除伐等の確認)

第11条 除伐等のうち、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合（Ⅴ齢級以下（天然林にあつてはⅩⅡ齢級以下）の林分及び気象害等を受け不良木となったものの淘汰を行った林分を除く。）で行ったものに係る施行地については、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の調査野帳等により確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第12条 間伐等における伐採木の搬出材積については、次により確認する。

- (1) はい積写真、検知野帳等
- (2) 出荷先の入荷伝票、出荷伝票等

(施業間隔の確認)

第13条 除伐等、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐等、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第14条 実施要領第5の5の(4)の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(申請書等の確認)

第15条 申請書類等につき、第7条から前条までの事項のほか次の事項を以下の書類等により確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 実施要領第1の1の(4)のウに係る次の書類等

(ア) 森林経営計画等の認定番号等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

(ウ) 間伐等(森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで実施要領第1の1の(3)のアに定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。)については、集約化実施計画の承認番号又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し

(エ) 要間伐森林において施業代行者が行う場合については、当該施業に係る都道府県知事による裁定通知書の写し

イ 実施要領第1の2の(1)の事業及び(2)のアの(ア)～(サ)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 実施要領第5の1の(2)により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

第3章 現地検査

(立 会)

第16条 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

(施行地の位置確認)

第17条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GPS等で照合・確認するものとする。

(施行地の境界)

第18条 造林地として認める外周は、原則として地拵が完了している区域とする。

2 実施要領第1の1の(1)のイ、キ、ク、ケ並びに2の(1)のアの(イ)、(キ)、(ク)、(2)のアの(イ)、(キ)、(ク)及び(3)のイの(イ)、(カ)、(ク)に規定された事業内容(以下「森林整備」という。)のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域の面積とする。

(除 地)

第19条 施行地内の植栽不可能地であって、1カ所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、造林面積からその面積を差し引くものとする。

(測量成果の照合)

第20条 2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳と照合する。

2 前項による照合結果が、通常の見誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるものとする。

3 第3条第2項の(1)に規定する申請単位における各施行地の測量成果の照合結果が、通常の見誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるとともに、当該申請単位内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地(第1項で照合した施行地を除く。)について、第1項に準じて測量成果を照合するものとする。

(植栽本数の検査)

第21条 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により、施行地の面積〇ヘクタール当たり〇カ所以上で行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

（枯損率）

第22条 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数／植栽本数により算出する。

（本数の査定）

第23条 枯損率が20パーセント未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。

（樹種区分）

第24条 1 施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

（地拵の状況）

第25条 地拵の状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを、踏査確認する。

（防鼠溝）

第26条 防鼠溝については、規格（幅、深さ、墜落鐘の設置状況）を検査する。

（樹下植栽等の検査）

第27条 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を踏査確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。

（林齢の確認）

第28条 林齢の確認については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により行う。

（下刈の検査）

第29条 下刈の検査は、雑草木の刈払が植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを旨として行うものとする。

（雪起こし及び倒木起こしの本数及び面積）

第30条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により検査し、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を把握する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

（伐採本数等の検査）

第31条 不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積〇ヘクタール当たり〇カ所以上で検査する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

（伐採木の搬出材積の現地確認）

第32条 間伐等における伐採木の搬出材積については標準地調査法等により、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合し確認するものとする。

（森林作業道の検査）

第33条 森林作業道の検査については、〇〇県森林作業道作設指針第〇の〇に規定する各項目と照査し、検査するものとする。

2 延長の検査は、始点から終点までの距離につき実測により行う。幅員の検査は、延長おおむね300メートルごとに1カ所以上の幅員をとりこれを実測することにより行う。

（付帯施設等整備の検査）

第34条 付帯施設等整備の検査については、〇〇県標準設計仕様以上の効果が発揮できることを確認するものとする。

（施業図の照査）

第35条 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林地況の概要等の記載の当否を照査する。あわせて、空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

（施業図等への記入）

第36条 施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

(写 真)

第37条 検査時における、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

附 則

1 この内規は、平成 年度（ 期）事業から適用する。